

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】令和7年6月12日(2025.6.12)

【国際公開番号】WO2022/258972  
 【公表番号】特表2024-520690(P2024-520690A)  
 【公表日】令和6年5月24日(2024.5.24)  
 【年通号数】公開公報(特許)2024-095  
 【出願番号】特願2023-574531(P2023-574531)  
 【国際特許分類】

10

A 6 1 K 31/47(2006.01)  
 A 6 1 P 17/00(2006.01)  
 A 6 1 P 25/02(2006.01)  
 A 6 1 P 35/00(2006.01)  
 A 6 1 K 31/4184(2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/47  
 A 6 1 P 17/00  
 A 6 1 P 25/02  
 A 6 1 P 35/00  
 A 6 1 K 31/4184

20

【手続補正書】  
 【提出日】令和7年6月2日(2025.6.2)  
 【手続補正1】  
 【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更

【補正の内容】  
 【特許請求の範囲】

30

【請求項1】

皮膚神経線維腫の治療又は予防に使用するための、ニトロキシリン又はその薬学的に許容される塩を含む組成物。

【請求項2】

皮膚神経線維腫の治療において使用される、請求項1に記載の使用するための組成物。

【請求項3】

前記治療又は予防の対象は神経線維腫症I型を有する、請求項1に記載の使用するための組成物。

【請求項4】

前記治療又は予防の前記対象がヒトである、請求項1に記載の使用するための組成物。

40

【請求項5】

前記組成物は、30mg～600mg、好ましくは50mg～500mg、より好ましくは100mg～400mg、更により好ましくは150mg～350mg、最も好ましくは200mg～300mgのニトロキシリンを含む、請求項1に記載の使用するための組成物。

【請求項6】

投与は1日2回の用量で行われる、請求項1に記載の使用するための組成物。

【請求項7】

前記用量はニトロキシリン45mg～900mg、好ましくは75mg～750mg、より好ましくは150mg～600mg、更により好ましくは225mg～525mg、

50

最も好ましくは 300 mg ~ 450 mg である、請求項 6 に記載の使用するための組成物。

【請求項 8】

投与は 1 日 3 回の用量で行われる、請求項 1 に記載の使用するための組成物。

【請求項 9】

前記用量は、ニトロキシリン 300 mg ~ 600 mg、好ましくは 500 mg ~ 500 mg、より好ましくは 100 mg ~ 400 mg、更により好ましくは 150 mg ~ 350 mg、最も好ましくは 200 mg ~ 300 mg である、請求項 8 に記載の使用するための組成物。

【請求項 10】

投与は 1 日 4 回の用量で行われる、請求項 1 に記載の使用するための組成物。

10

【請求項 11】

前記用量はニトロキシリン 150 mg ~ 500 mg、好ましくは 500 mg ~ 400 mg、より好ましくは 100 mg ~ 300 mg、更により好ましくは 125 mg ~ 225 mg、最も好ましくは 150 mg ~ 200 mg である、請求項 10 に記載の使用するための組成物。

【請求項 12】

経口又は静脈内投与される、請求項 1 に記載の使用するための組成物。

【請求項 13】

非経口、経皮、舌下、直腸又は吸入投与により投与される、請求項 1 に記載の使用するための組成物。

20

【請求項 14】

ニトロキシリン又は薬学的に許容される塩は、前記組成物中の唯一の活性剤である、請求項 1 に記載の使用するための組成物。

【請求項 15】

前記組成物は、セルメチニブ又はその薬学的に許容される塩を更に含む、請求項 1 に記載の使用するための組成物。

【請求項 16】

セルメチニブ又はその薬学的に許容される塩を含む第 2 の組成物と組み合わせて使用するためのものであり、前記 2 つの組成物は、前記対象に同時に、別々に、又は連続的に投与される、請求項 1 に記載の使用するための組成物。

30

【請求項 17】

セルメチニブの量は、1 mg ~ 75 mg、好ましくは 5 mg ~ 50 mg、より好ましくは 10 mg ~ 35 mg、最も好ましくは 15 mg ~ 30 mg である、請求項 15 に記載の使用するための組成物。

【請求項 18】

皮膚神経線維腫の治療又は予防に使用するための薬剤の製造における、ニトロキシリン又はその薬学的に許容される塩の使用。

【請求項 19】

請求項 2 ~ 17 に記載の追加の特徴のいずれかを有する、請求項 18 に記載の使用。

40

【請求項 20】

ニトロキシリン又はその薬学的に許容される塩を含む組成物を患者に投与することを含み、皮膚神経線維腫を治療又は予防する方法。

【請求項 21】

請求項 2 ~ 17 に記載の追加の特徴のいずれかを有する、請求項 20 に記載の方法。

50